

第 1 2 回 弁 論 準 備 手 続 調 書 (和 解)

事 件 の 表 示 平成 1 3 年 (ワ) 第 5 2 0 号
期 日 平成 1 5 年 1 月 1 4 日 午 前 1 1 時 0 0 分
場 所 等 広 島 地 方 裁 判 所 民 事 第 2 部 準 備 手 続 室
裁 判 官 渡 邊 了 造
裁 判 所 書 記 官 三 原 宗 昭
出 頭 し た 当 事 者 等 原 告 小 滝 了 信
原告代理人 森 川 和 彦
被 告 田 坂 英 俊
同 季 平 惠 海
同 坂 原 英 見
同 小 武 正 教
被告ら代理人 松 本 健 男

当 事 者 の 陳 述 等

当事者間に次のとおり和解成立

第 1 当事者の表示

広島県比婆郡口和町大字大月 1 0 6 番地の 1

原	告	小	滝	了	信
訴 訟 代 理 人 弁 護 士		森	川	和	彦
同		宮	重	義	則
同		坂	田	博	英
同		大	松	洋	二

横浜市南区大岡 2 - 2 6 - 1 7

被 告 長 谷 山 顕 俊
広島県双三郡吉舎町吉舎 4 6 2

被 告 不 二 川 公 勝
広島県芦品郡新市町金丸 1 6 1 2

被 告 山 名 浩 明
広島県沼隈郡沼隈町大字下山南 1 4 5 9 番地

被 告 明 石 光 磨
広島県福山市駅家町服部本郷 4 8 1

被 告 季 平 惠 海
広島県世羅郡世羅町安田 1 9 2 8

被 告 法 正 良 映
広島県比婆郡比和町大字比和 7 3 6 番地

被 告 豊 浦 順 海
広島県沼隈郡沼隈町大字下山南 4 2 6 番地

被 告 箱 田 義 秀
広島県福山市加茂町字北山 2 4 3 0 - 2

被 告 佐 々 木 至 成
広島県府中市出口町 1 1 6 5

被 告 田 坂 英 俊
広島県三次市東河内町 2 3 7

被 告 小 武 正 教
広島県尾道市美ノ郷町三成 5 0 0 - 2

被 告 季 平 博 昭
広島県双三郡作木村字下作木 8 3 3 番地

被 告 坂 原 英 見
広島県府中市鶴飼町 4 4 0 - 1

被 告 堤 有 年
広島県庄原市三日市町 2 7 6 - 3

被 告 渡 辺 恭 信
広島県庄原市尾引町 3 3 7

被 告 尾 野 義 宗
広島県比婆郡東城町東城 4 0 0 - 1

被 告 矢 田 谷 昭 雄
広島県庄原市高門町 2 0

被 告 渡 辺 義 宣
広島県甲奴郡甲奴町大字有田 8 9 5 番地

被 告 加 藤 哲 真
被告ら訴訟代理人弁護士 松 本 健 男

第 2 請求の表示

1 請求の趣旨

- (1) 被告らは、原告に対し、連帯して 5 0 0 万円及びこれに対する平成 1 2 年 1 0 月 1 2 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告らは、中国新聞全国版及び中外日報に別紙記載の謝罪広告を別紙記載の条件で 1 回掲載せよ。

2 請求の原因

- (1) 原告は、浄土真宗本願寺派（西本願寺）備後教区に属する宗教法人正専寺の住職であり、被告らは同教区基幹運動推進委員会の委員である。
- (2) 平成 1 1 年 1 2 月 1 3 日、被告らは、共同して、原告の名誉を毀損する内容の「差別事件の概要」（事件の名称「備後教区内住職が北海道教区教務所長として起こした差別事件」という文書（以下「概要」という。）を作成して発行し、原告の属する教区の比婆組住職坊守学習会において配布したばかりか、原告が以前教務所長として勤めていた北海道教区にまで配布するなどして、原告が部落問題について、宗教者でありながら、あたかも差別発言したかのように虚偽の風説を流布した。しかしながら、概要の内容は、次のとおり、根拠とされる資料等を歪曲して解釈したもので、まったく事実と相違するものであった。

第1に、被告らは、概要の中で、『平成3年10月20日付けの原告の返信文書にある「時局報道されてきた過去の運動団体の実際にあった事実について言及した」との原告の発言の記載は虚偽であり、原告は、「北海道教区・語るつどい」の当日のパネラーの「差別につながる発言」の糾明を妨害した』とした。そして、資料によれば、同パネラーは具体的事実を何も知らず、解放団体に対する差別意識からなる風聞を、そのまま語ったものであるとした。しかしながら、原告が、同パネラーに事実を確認したところ、同パネラーから、「解放団体とは言っていないばかりか、過去の事実について言及した。」との回答を得たので、原告はこれをそのまま報告したに過ぎず、同記載は真実そのとおりであって、原告が差別につながる発言の糾明を妨害したことはない。

第2に、被告らは、概要で、平成4年3月6日に開かれた北海道教区常備会において、原告が、「同和は怖い」という意識を煽り、「差別隠し」をしようとした差別行為を行ったと決めつけた。しかしながら、そのような事実はまったく存せず、同記載は真実に反する。

第3に、被告らは、概要で、平成4年3月24日に札幌別院で開かれた会議において、原告が、「同和は怖い」の意識を煽り、「差別隠し」をしようとした差別行為を行ったと決めつけた。しかし、原告は、同会議において、相手が解放団体ということで、正論を述べることにつき黙秘する態度こそが、差別を容認するものであることを指摘する趣旨の発言は行ったが、差別隠しを容認する発言をしたことも、差別行為を行ったこともない。

これらの被告らの行為は、仏様の下に一切は平等であるとの信仰を持ち、信者を仏の道に導く立場にある原告が、信仰とは正反対に人を差別したかのような虚偽の事実を流布するもので、同行為により宗教者として50年間以上、清廉に務めてきた原告の社会的信用は著しく毀損された。

- (3) 以上のように、被告らは、虚偽の内容を記載した文書を発行し、教区等に配布して公表し、これによって原告の名誉を毀損したものであるから、被告らは、原告に対し、上記損害を賠償すべき義務があるところ、慰謝料500

万円及びこれに対する概要配布以降の日である平成12年10月12日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、また、その名誉回復のため別紙記載の謝罪広告を別紙記載の条件で中国新聞全国版及び中外日報に掲載することを求める。

第3 和解条項

- 1 被告らは、原告に対し、原告が北海道教区教務所長在任中、差別行為を行ったとする内容の「差別事件の概要－対応と課題」と題する文書を作成し、関係者に配布した行為によって、原告の名誉を侵害した事実を認め、原告に謝罪する。
- 2 被告らは、原告に対し、連帯して本件和解解決金として20万円の支払義務があることを認め、同金員を一括して、平成15年2月17日限り、広島信用金庫八丁堀支店の原告代理人「森川和彦」名義の普通預金口座（口座番号0242127）に振り込む方法により支払う。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告及び被告らは、原告と被告らとの間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか他に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、各自の負担とする。

裁判所書記官 三 原 宗 昭

(別紙)

謝罪広告

平成 年 月 日

広島県比婆郡口和町大字大月106番地の1

小 滝 了 信 殿

私どもが、差別事件の概要（事件の名称「備後教区内住職が北海道教区教務所長として起こした差別事件」）という文書を作成し、これを教区の役員及び報道関係者等に対し配布して、貴殿の名誉を毀損し、多大のご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。上記は事実無根であること、私どもの不用意の行動であったことを認め、ここに謹んで謝罪いたします。

長谷山顕俊，不二川公勝，山名浩明，明石光磨，季平恵海，法正良映，豊浦順海，箱田義秀，佐々木至成，田坂英俊，小武正教，季平博昭，坂原英見，堤有年，渡辺恭信，尾野義宗，矢田谷昭雄，渡辺義宣，加藤哲真

【謝罪広告掲載の条件】

大きさ，2段抜き

見出し及び原告名，3倍活字

本文，2倍活字

掲載場所，社会面広告欄

これは正本である

平成15年1月17日

広島地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 三原 宗昭

